

令和元年 第11回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和元年11月29日（金）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 7名

副 会 長 1 番 坂 本 成 一

委 員 2 番 竹 内 正 敏

3 番 高 田 英

4 番 大 野 重 利

5 番 江 藤 国 子

6 番 式 田 信 一

11 番 佐 藤 富 雄

4. 欠席委員 7 番 縣 次 男

8 番 佐 藤 孝 雄

9 番 佐 藤 一 富

10 番 麻 生 秀 昭

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法の許可を要しない農地転用の届出について

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

④ 非農地証明の発行について

⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑥ 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）

⑦ その他

(4) 農地中間管理事業の説明（県公社）

(5) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 三浦信幸、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 7名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和元年 第11回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますが本日会長が東京へ出張中ですので、総会の議事進行は坂本副会長にお願いしたいと思います。

副会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。
次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 11番 佐藤 富雄委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので宜しくお祈りします。

■日程 第1 「農地法の許可を要しない農地転用の届出について」
(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法の許可を要しない農地転用の届出について3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法の許可を要しない農地転用の届出について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、報告という事で承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2～5号 4件)

議 長

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案2号からですが、議席番号6番 式田 信一委員さんより説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

2号議案につきまして、地目は畑になっておりますが、梨の果樹園です。
渡人は高齢で管理出来ないという事で、ちょうど受人が隣の畑を管理しているので受人に買ってもらったという事になります。
審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案2号につきまして、ご質問がある方はお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、議案2号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、私の担当地区でございますので私が（議席番号1番 坂本成一委員）説明致します。

1番 坂本 成一 委員

この農地は、受人が20年位小作で管理をしている土地でございます。
後で出てくる15号議案（利用権設定）と合わせて5反以上の面積になるという事で、売買するという事です。
渡人は、受人が今まで管理してくれたのでただで譲ってもいいというのですが、タダでは気の毒だという事で、売買で契約を済ませたいでございます。

議 長

それでは、この3号の案件、ご質問がある方をお願いします。

ご質問ないですか。

(ありません。)

それでは、議案3号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、議席番号6番 式田 信一委員から説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

4号と5号議案は受人が一緒の人なので一緒に説明したいと思います。
まず4号議案ですね、地目が畑になっておりますけども渡人のご主人が亡くなって管理ができなくなってしまって、申請地が受人の農地の真ん中に挟まっている形で他に面倒を見る人もいないという事で、受人が売買で購入するという事でございます。
次に5号議案ですね。渡人は私の同級生になるんですけど、ちょっと体の調子が悪くなって農業ができなくなったという事で、受人に売買で買って貰ったという事でご

ざいます。

宜しくお願いします。

議 長

それでは、この4号・5号の案件につきまして、ご質問がある方お願いします。
ご質問ないですか。

(ありません。)

質問が無いようですので、議案4号・5号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第6号 1件)

議 長

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

これも私の担当案件でございます。(1番 坂本 成一委員)説明致します。

1番 坂本 成一 委員

この太陽光は以前から計画がありまして、渡人が最初に自分で太陽光発電をする予定だったのですが延び延びとなってしまう、今回受人の法人の方に頼んで、売買を進めていきたいという事です。

渡人は地元の方の農地をかなりの面積を購入しており、ちょっと資金繰りが難しくなったということで今回の話になったということです。

申請地のすぐ下にため池がありますが、水利権などの同意書はきちんともらっているみたいで。別に問題はないと思います。

議 長

それでは、質疑を受けたいと思います。

ご質問ないですか。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

議 長

高田さん、どうぞ。

3番 高田 英 委員

田んぼの状況そのままに架台の杭を打ち込むという話？
表土の処理はなにもしないの？

1番 坂本 成一 委員

今回の申請では、水の処理については流量計算などをお願いして、計算で出してい

るみたいです。強度計算については、現在は湿田のような状況ですが下の方は岩盤があってかなり固いので、もし引っかかればまたそっちの方もやっていきたいという様な事も言っていました。

3番 高田 英 委員

聞きますけど、事務局さんにそういう強度計算書が出たところで、完璧なものかどうか事務局で判断出来るのですか？

県に進達して、県の職員は判断出来るのでしょうか？それとも途中で技術屋さんをかまして、そういう相談をされているのか、どうですか？

事務局

前、県の担当と話したことがあります。まず審査の中で技術職の方に見てもらうことはないとのこと。

実際、私たちとか県の事務方の職員が計算とかを見て、ある程度どういう計算をしているのか、計算が合っているのかというのは審査しますが、本当の技術職の職員が見るまではしてない。

3番 高田 英 委員

今回、これは大丈夫だと判断されたという事？

事務局

今回の申請地について、現状は表面に葎のような草がかなり生えています。そういう表土を整地したうえで、架台を設置するという計画が出てきております。表面処理については、砂利とか記載がないので土のままという事で。

水の流れとして素掘りの溝を掘りまして、元々の田んぼの排水先が横にありますので、そこへ繋げて南側のため池に排水するという様な計画が出ております。

実際排水路もあるので、元々田んぼというところで排水環境は問題ないと判断しております。

議長

いいでしょうか？

3番 高田 英 委員

農振除外は？

1番 坂本 成一 委員

全部、済んでいる。

水量計算とかは業者に計算を頼むだけで、やっぱり工事が大きかろうと小さかろうと50万位は費用がかかるそうです。だから強度計算についても資料を付けるとなると、またそれぐらいかかるのかなと心配していました。

3番 高田 英 委員

まあ、その田んぼのまま杭を打ち込んで大きな台風が来て風が吹いた時に、吹き飛ばして周辺に迷惑掛かることは避けた方がいいのではないかな？と私は思うんですけどね。

議長

皆さんどうでしょう？

4番 大野 重利 委員

こういう除草の処理はどうなんかな？要するに、切るのか除草剤を使うのか。除草剤を撒けば下はため池になっているので、おそらく用水のため池と思うんですが、もろに流れ込むと思うんですが。

農業委員は、そこまであとの事までは、考えなくて審議すればいいんですかね？

事務局

一般論として、太陽光の周りの除草処理では配線とかある関係で除草剤を使う事が危惧されるという事がよくある話です。そういう場合は、地域との協議の中で除草剤ではなく草刈りで対応しますという場合もありますけど、今回は資料の中にはそのあたりどうするかというところまでは書かれておりません。

面積規模が大きい太陽光の場合は、市の条例にかかるのでその中で審議されるのですが、今回は規模が小さいため条例の適用外ですので、ちょっとどのようになっているかは現状わかりません。

1番 坂本 成一 委員

要望を農業委員会で付ける事は出来ないですか？

事務局

意見進達なので、その部分を付け加えることは出来るのかな？と思います。

1番 坂本 成一 委員

要望書を付けて出す様にしてもらったら？

4番 大野 重利 委員

周辺が農地の場合は、除草剤を使用すると、もろに池に流れ込むんでしょうからね。

3番 高田 英 委員

最近こういう、表土を何もしないパターンが増えてきていますよね。工事費を削減する為だと思うのですが。

ちゃんと表土処理すれば草も生えないし杭もしっかりしていいのではないかなと思うのですが。

こういうのを認めていっていいのかなという気がするんですけど。

事務局

実際に、先々月ぐらいに許可になった案件で、もう工事終わったものがありますが、基礎なしで杭だけ施工されていました。見た目として、普通のコンクリ基礎を使うものに比べたら弱く見えるので、はた目には大丈夫かなという印象は受けますが。

一応それも、県が審査をしたうえで許可を出していますが、まあそういった危惧を今回県の方に伝えていいのかな？とは思いますが。

3番 高田 英 委員

伝えてください。

1番 坂本 成一 委員

農振審議会にかかってくる？

3番 高田 英 委員
これはもう終了しています。

議 長
他に質問はありませんか。
(ありません。)

議案6号について、意見を付して進達致しますので、承認される委員の挙手を求めます。

4番 大野 重利 委員
意見書を付けて出すっていう事ですよね？

事 務 局
そういう事です。

3番 高田 英 委員
意見書付けて出すって事は、県が申請人にはそんな意見何も付かない。県が出すのは、もう不許可・許可書しか出ない。そこを覚えておいてください。

4番 大野 重利 委員
そんなら、出しても意味ないということ？

3番 高田 英 委員
意見を付して進達すると言うのは、許可相当として由布市農業委員会が県に進達するだけであって、県から本人に「ここは改良の余地がありますよ。」とか意見を付く訳ではないという事です。

4番 大野 重利 委員
ここでいくら審議しても、それは駄目という事？

3番 高田 英 委員
当面この分は技術的な事を含めて、事務局さんも県も含めてもうちょっと勉強してもらった方がいいかなという気はします。

4番 大野 重利 委員
突っ込んで言うとね、20年後とかに太陽光パネルの寿命が来て発電できなくなった時パネルを撤去か付け替えしないといけないと思いますけど、農業委員会の審議ではそこまでは突っ込んだ話はしなくてもいいという事ですよね？

1番 坂本 成一 委員
小規模だったら。大規模なものなら結構条件つけられるけど。

3番 高田 英 委員
一番大事なところは農地に被害を及ぼすか及ぼさないかというところ。
いくらその太陽光が小規模であっても、パネルが風で飛んでしまうような工事だったら、私は悪いと思う。

事 務 局

農地転用の許可基準として、周辺農地へ影響を及ぼさないことという項目が当然あります。なので、そういう所に問題がないかというのを審査して県に進達をします。

今回でいうと、現状はもしかしたらという、危惧の話でしかない。強い風が吹いたらパネルが飛ぶかもしれない。だから、この基礎を設置しない方法がどうかなっている話なので、それを県に進達と言うか意見としては伝えたいと思います。

最近増えている、今回のような地面に何も処理しなくてコンクリート基礎を打たない方法が安全面的に大丈夫かというのは、危惧があると伝えるのは伝えたいと思います。

ただ、最終的に許可するのは県の担当なので、まあそれは安全性としてある程度認められるとなれば許可が出ることになります。

総会の場でそういう不安があるという事を伝えることは問題ないと思う。

4番 大野 重利 委員

その辺までの審議でいいという事、農業委員はこの辺まででいいのですね？

事務局

逆に言えば、これを不許可相当にするだけの材料がないということです。

1番 竹内 正敏 委員

隣接地の同意は得られているのでしょうか？

事務局

得られています。

1番 竹内 正敏 委員

それなら何も問題ないと思いますが。

議長

いいですか？7名中4名の挙手がありました。

賛成多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「非農地証明の発行について」

(議案第7～9号 3件)

議長

続きまして、日程第4 非農地証明の発行について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長

議案7号について、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この7号案件 非農地証明を発行致します。

議案8号について、質疑を受けたいと思います。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

農地の所有者が株式会社になっていますが、多分過去に転用の許可を取られているのではないですか？どうでしょう？

でないと農地持つことが出来ませんよね？

そうすると、ここに過去の転用許可のおりではないから非農地証明しているということ？

事 務 局

ここについては、確かに過去に転用の許可が下りた記録がありました。

それで、現在の所有法人がホテル用地として、昭和50年代位には転用の許可を取っております。

今回相談があったのは、この所有法人で代表者の旦那さんが亡くなって、株式会社をたたむので、名義を会社から奥さんの個人名義に変えたいと。しかし、転用が終わっておらず現状が農地、耕作放棄地のままであるために、普通に名義を変更することができませんので、色々相談してみましたが非農地証明しかないかなということで今回議案としてあげております。

3番 高田 英 委員

許可出た所は許可目的通りになっていなければ、やっぱり審議にかけないといけないのですか？

平成28年か29年に申し合わせをしたと思うのですが、許可が出た案件はもう表に出さないか、会長専決か事務局長専決で出すという話をしたと思いますが、何でここに上がっているのかなと思って。

事 務 局

確かに許可済みで転用が終わっているがただ地目が農地で残っているところに対しては、会長専決で非農地証明の発行を行っています。

但し、今回は許可目的の通り転用されてないので、会長先決での処理ができないという事で、総会で諮るという処理をさせていただきました。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

よろしいですか？他に何か意見は無いでしょうか？

(ありません。)

それでは、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発

行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この8号案件 非農地証明を発行致します。

続きまして、議案9号について質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この9号案件 非農地証明を発行致します

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案10～17号 8件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）8件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

議案10号から議案14号までは、継続の案件です。一括して質疑を受けたと思います。何か質疑はありませんか？

(ありません。)

なければ、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、議案10号から14号の案件 一括して承認致します。

続きまして、議案15号については、新規の案件です。質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

(ありません。)

なければ、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 承認致します。

続きまして、議案16号については、新規の案件です。質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

(ありません。)

なければ、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 承認致します。

続きまして、議案17号については、新規の案件です。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(ありません。)

なければ、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 承認致します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」

(議案18号 1件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分) 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。

6番 式田 信一 委員

貸付予定人はどこの出身ですか。

事 務 局

貸付予定人は、今年の10月に認定農業者に認定されまして、経営面積は約2ヘクタールでございます。主な経営作物は、水稻・椎茸・路地野菜であり、年齢43歳です。出身は、湯布院町です。

議 長

他、質疑ありませんか？

(ありません。)

それでは、この18号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この18号案件 承認致します。

議

長

それでは、皆さん長時間ありがとうございました。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。